



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 188 ●

介護保険関係の所得控除

今回は、介護保険に関係のある所得税・住民税の控除についてご紹介します。

1. 介護保険サービスの利用に係る費用 ➡ 医療費控除※

※医療費控除 = 医療費控除の対象額 - 10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額

1年間に支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められています。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください(1月から12月までに支払った分が対象です)。

医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

サービスの種類(介護予防を含む)		医療費控除の対象となる範囲		
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
		⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費	
	福祉系	⑥訪問介護(生活援助中心型を除く) ⑦訪問入浴介護 ⑧夜間対応型訪問介護 ⑨通所介護・認知症対応型通所介護 ⑩地域密着型通所介護	⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫短期入所生活介護 ⑬第一号訪問事業 (生活援助中心型を除く) ⑭第一号通所事業	サービス費の自己負担分 ※①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
	施設サービス	⑮介護老人保健施設 ⑯介護療養型医療施設 ⑰介護医療院	サービス費の自己負担分と食費、居住費	
施設サービス	⑱介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。		

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象(⑱は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1)。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑱の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります(医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です)。また、この控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている方は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。「確認書」については介護保険係へお問い合わせください。

2.要介護認定を受けている方 ➡ 障がい者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障がい者控除の対象となります。この控除を受けるには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、介護保険係へ申請してください。

3.介護保険料 ➡ 社会保険料控除

1月から12月までの1年間に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

納め方	社会保険料控除が受けられる方
特別徴収(年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収(納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

- 所得税の申告に関すること 中村税務署 ☎35-2135
- 住民税の申告に関すること 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

役場からのお知らせ

 **保育所入所申し込みの受付を開始します**

令和4年度の町内保育所への入所申し込みの受付を開始します。なお、現在入所している乳幼児についても入所の手続きが必要ですので。

保育所(4カ所)

佐賀保育所・大方くじら保育所・大方中央保育所・南部保育所

◆入所期間

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

◆入所基準・提出書類

保育所入所案内および提出書類は各保育所、教育委員会にあります。世帯の状況により、入所基準や提出いただく書類が異なりますので詳しくは入所案内をご覧ください。

◆受付期間

令和4年1月4日(火)～1月31日(月)

◆申込書の交付と受付窓口

各保育所および教育委員会
*広域入所を希望される方も手続きをしてください。

*受付期間を過ぎても申し込みを受け付けますが、定員などにより希望する保育所に入所できない

場合があります。
○お問い合わせ
佐賀保育所

☎55-2117

大方くじら保育所

☎44-1112

大方中央保育所

☎43-0511

南部保育所

☎43-13481

教育委員会 就学前教育係

☎43-10044

 **マイナポイント事業は令和3年12月31日までです**

マイナポイントを受け取るには、令和3年4月30日までにマイナンバーカードの申請が必要です。さらに令和3年12月31日までにマイナポイントの申込みを完了し、マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済を行う必要があります。

◆マイナンバーカードを令和3年

4月30日までに申請されている方は、申込みをお急ぎください。

マイナポイントの申込みのサポートは、役場住民課、地域住民課で行っています。

【お持ちいただくもの】

- 1 マイナンバーカード
- 2 キャッシュレス決済サービスの情報(カードなど)
- 3 マイナンバーカード発行時に自身が設定した数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)

マイナンバーカードの新規申請による地域振興券の配布事業は令和3年12月31日までに完了

マイナンバーカードの新規申請がお済みでない方はお急ぎください。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、電子的な手続きの増加が考えられるため、安全で確実な本人確認が必要となります。

黒潮町では、その手段となるマイナンバーカードの普及を図るため、マイナンバーカードを令和3年5月1日から12月31日までに申請された方に地域振興券を配布しています。

◆配布対象者

令和3年5月1日から令和3年12月31日までにマイナンバーカードを新規に申請された町内に住所

を有する方。

◆配布方法

マイナンバーカード受け取り時に本庁または佐賀支所にてお渡しします。

マイナンバーカードを郵送で受け取りを希望される方には、郵送にて発送します。

◆配布金額

対象者1人につき1セット5千円分(5000円×10枚)

◆使用期限

令和4年2月28日まで

◆利用可能店舗

黒潮町内の登録店舗(地域振興券とあわせて登録店舗一覧を配布します)

マイナンバーカード申請サポート(無料)を行っています

「マイナンバーカードの申請がまだ済んでいない」、「カードを作りたいが申請の方法が良くわからない」という方へ、役場で職員が申請サポートします。いつでも作成できますのでお気軽にご相談ください。

◆サポート内容

◆顔写真撮影

◆マイナンバーカード交付申請の代行

【受付時間】

◆午前8時30分～午前11時30分
◆午後1時～午後4時30分
(※土日祝日・年末年始を除きます)

◆毎週水曜日(本庁)

◆第2、第4水曜日(佐賀支所)
◆午後5時15分～午後7時15分

【お持ちいただくもの】

- 1 通知カード
- 2 本人確認書類

マイナンバーカードの交付について

マイナンバーカードは、申請していただいているから、発行までに約1カ月ほどかかります。カードは役場に届き、役場から交付についてのハガキを郵送いたします。

【お持ちいただくもの】

- 1 通知カード
- 2 交付案内のハガキ
- 3 本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限があるものは有効期限内に限り)

A

運転免許証・運転経歴証明証(平

成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

B
健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

【注意事項】

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しく下さい。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係
43-2800
佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
55-3701